

KANSAI 統合型リゾート研究会 摘録

平成 30 年 11 月 2 日（金） 19:00～20:30

大阪府立労働センター（エル・おおさか）

南館 7 階 72 会議室

■ 開会あいさつ 南本局長

平成 29 年 12 月に特定複合観光施設区域の整備に関する法律、いわゆる I R 法が成立し、法施行後 1 年以内に実施法案が成立する見込みであったことから、昨年 6 月に KANSAI 統合型リゾート研究会を再開し、議論いただいた。その結果については、中間報告としてまとめ、それを元に、8 月に国に対して提言を行った。

実施法案の成立が遅れていたが、ようやく、今年 7 月に成立し、関西でも I R 設置に向けて準備を進めておられる府県があることから、関西広域連合としては、I R 施設の設置によるメリットを関西全域に波及させるとともに、デメリットとされていることについて最大限に抑制していく必要があると考えている。

このため、本日は、大阪府・市、和歌山県の I R 施設設置の準備に携わっておられる担当者に出席いただき、その計画を説明いただいた上で各委員のそれぞれ御専門の立場から、御意見をいただきたいと考えている。

皆様方のお知恵をいただき、今年度内に I R 研究会としての意見を取りまとめていきたいと考えているところであり、本日は、御忌憚のない御意見をいただきたい。

■ 中間報告後の取組等についての報告 山本参事

I R 研究会は、平成 23 年に設置後、休止していたが、新たな委員の元、再開し、昨年 6 月 18 日に第 1 回目、7 月 31 日に第 2 回目の会議を開催。中間報告案を審議いただいた。中間報告の詳細は省略するが、関西という人口 2 千万人の地域での影響は少なくないということ述べた上で、I R 施設と I R 施設以外について、それぞれのメリット、デメリット両面の影響と、I R の納付金を活用した地域振興などを国に要望すべきであるなどについてまとめた。この中間報告については、8 月 3 日の関西広域連合委員会に報告すると同時に、これを元に、関係法案の検討段階にあった国に対して提言を行った。この提言では、I R 施設の制度に関しては、多様な I R 施設の実現に向けて規制を緩和すべきであること、青少年の健全育成、依存症に配慮した入場制限や、暴力団等の不当な勢力の関与の排除といった規制の強化。I R 施設以外の環境整備としては、I R 施設と周辺の観光資源とのアクセスの整備、人材育成、財政支援、周辺自治体を含めた依存症対策、ギャンブル全般に関する教育の学習指導要領への位置付け、暴力団と反社会的勢力の排除、不法行為の防止、防犯対策としての警察等の体制強化、I R 施設によって得られる納付金を DMO の活動経費など観光振興へ活用することなどを提言した。提出先は、法案を検討していた内閣官房をはじめ、法務省、文部科学省、厚生労働省、検察庁であり、特に内閣官房については、安倍首相を本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部に対し、8 月 21 日に当時の観光・文化・スポーツ振興局長が、直接、持参し、担当次長に説明した上で手渡した。また、8 月 1

8日には、大阪で開催された国のIRの公聴会に局長が出席し、意見として提言の内容を述べた。

国の動きとしては、8月1日から31日までパブリックコメントを実施。そして、予定よりもかなり遅れて、ギャンブル等依存症基本法が今年の7月7日、IR関連法は7月20日に成立した。

法律の概要については、資料に配付しているが、報道によると、300を超える項目について、法成立後に政令などで定めるとされている。IR施設については、国際会議場、展示場、我が国の伝統文化・芸術等を活かした観光の魅力増進施設、送客機能施設、宿泊施設から構成される一群の施設で、民間の事業者により設置運営されるものと定められたほか、国土交通大臣による基本方針が策定されることや、都道府県等と民間事業者とにより区域整備計画を共同策定した上で認定申請が必要であること、認定区域整備施設は日本で3施設を超えないことなどが法律に書き込まれている。

また、カジノ規制については、IR事業者、その他のカジノ事業者の免許制、許可制、認可制の導入や、カジノ施設は、IR施設の中で1施設だけに限定されること、日本人の入場回数は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限されること、本人の入場回数の確認手段としてマイナンバーカードの活用などが定められている。また、20歳未満の者や暴力団関係者の入場禁止が定められ、未成年の健全育成や不当な勢力の排除についての対策も書き込まれている。さらに入場料や納付金について、入場料及び都道府県入場料として、それぞれ3千円、計6千円として規定されている。また、カジノ管理委員会の設置について、委員長及び委員4名と定められた。施行期日の中で、5年を経過した時に法律の施行の状況について検討を加え必要な措置をとること、認定整備区域の数については7年を経過した時に検討するなどが規定されている。

併せて、ギャンブル依存症患者や、患者であった方、家族の方への支援について、日常生活や社会生活を円滑に営むためのギャンブル依存症対策基本法も7月7日に成立した。

資料4は、関西広域連合の国への提言の内容が、法律にどれだけ反映したかをまとめたものである。IRに関する施設についてみると、例えば、地方の創意工夫ができるような制度にして欲しいというところについては、残念ながら反映しておらず、ギャンブル依存症対策について国の規制を上回る独自の規制ができるようにという点についても、国の法律に具体的な内容が書き込まれ、これ以上の規制ができないと思われるが、青少年の健全育成について、年齢による入場制限や、暴力団の排除等については、一定、法律に反映している。

IR施設と周辺の連携の推進についての提言については、例えば、ギャンブル依存症についての基本法の制定など別途設けられているが、法律には盛り込まれておらず、今後の政令に委ねられると思われる。

IRからの納付金を活用した地域振興については、国庫納付金及び認定都道府県納付金の観光振興の経費への充当が規定されており、我々の提言が反映している。

■ 大阪府・市のIR施設設置に向けた動き 大阪府・市IR推進局 石井課長補佐

大阪府・市では、IR推進局を昨年4月に設置。現在、38名の体制で取組を進めている。

IR施設誘致実現に向けて、府民・市民の理解を得て取組みを進めることが必要であることから、IRの基本コンセプトや懸念事項への方向性について有識者や経済界の委員から構成するIR推進会議でも議論し、昨年8月に大阪IR基本構想をまとめた。

大阪 I R の基本コンセプトは、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとなる世界最高水準の成長型 I R としている。

大阪 I R のめざす姿としては、3つの成長の方向性を掲げる。1つは、夢と未来を創造する I R で、時間軸に沿った成長と発展を示すものであり、エンターテインメントやビジネス、スマートシティなど将来にわたって持続的に成長・発展する I R を目指している。次にひろがり・つながりを生み出す I R として、空間軸に沿った成長・波及ということで、大阪・関西・日本の魅力を発信し、各地との連携の元、国内外からのゲートウェイとなり観光客を送り出すことを目指している。3つめは「夢洲」を活かす I R で、海に囲まれた広大な土地の特性をポテンシャルとして捉え、空間の創出や再先端技術の実践・実証を担っていきたいと考えている。

また、大阪 I R の4つの柱として、獨創性に富む国際的エンターテインメント拠点の形成、世界水準の競争力を備えたオールインワン M I C E 拠点の形成などを掲げている。

次に懸念事項と最小限の取組みについてであるが、ギャンブル等依存症対策として、世界先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組みを構築していくこととしている。治安・地域風俗環境対策については、I R 事業者、警察、自治体が緊密な連携を図り、万全の取組を果たすこととする。

次に、I R 立地による効果について、一大観光拠点・MICE 拠点ができることにより、ビジネス客、観光客の増加、国際会議や大規模展示会が増加し、大阪だけでなく、関西、日本にまで幅広い産業で幅広い波及効果が及ぶと見込んでいる。

地域の合意形成に向けた取組みについて、府民、市民、若い世代など属性の興味・関心に応じた適切な情報発信に努めることとしている。

資料に記載しているスケジュールは、昨年8月時点のものである。国にもよるが、できる限り早く事業者を公募して、2024年度の開業を目指して取組みを進めていきたいと考えている。

続いて、平成30年度の主な取組については次のとおりである。

① I R の事業化に向けた検討

- ・ I R 基本構想の取りまとめに向けて、I R 推進会議で国の制度設計や議会での議論を踏まえさらなる検討を加える。
- ・ I R 事業化検討支援業務委託は、専門知識を持つアドバイザーの支援を受け、事業者選定のあり方や事業化に向けた検討を実施

② ギャンブル等依存症対策の推進

ア 依存症の予防に資する教育・啓発活動の推進

ギャンブル依存症対策のリーフレットを作成し、府内の全ての高校3年生を対象に依存症防止対策の教育・啓発活動を実施するほか、府内の高校と連携し、依存症予防等に関する出前授業を実施。また、広く府民・市民を対象としたギャンブル等依存症セミナーを開催

イ 全国をリードする依存症対策（大阪モデル）の構築

ギャンブル等依存症の実態把握、I T 技術の進歩を踏まえた先進的な依存症対策の研究、海外先進事例を踏まえた大阪独自の依存症対策のあり方研究などをテーマに府市の関係部局や有識者等で構成する実務者レベルの依存症対策研究会を設置し、検討を深めている。

③ I R 誘致に向けた理解促進

府民・市民理解を進めるため、興味・関心に応じた戦略的な情報発信を展開

ア 府民・市民全体への情報発信

事業の進捗状況に応じて年間9回のセミナーを実施するほか、リーフレットや動画等の広報ツールを活用して府民・市民の理解を促進

イ 地元企業への情報発信

ビジネスセミナーを地元企業との共催で実施

ウ 女性・ファミリー層への情報発信

女性向けセミナーの開催の他、手に取りやすいパンフレットを作成

エ 大学生・若い世代への情報発信

大学ゼミと連携し、研究事業として、外部講師による特別講演や、職員による出前授業を実施

<質問・意見>樫畑委員

I R施設の立地は、観光振興や経済振興など効果が大きい。現在、誘致を表明しているのは、大阪、和歌山であるが、M I C E拠点として、成長エンジンとしての役割は非常に大きく、広域での効果が期待でき、京都や鳥取、四国全域までかなり波及効果が広がると考えている。しかも、大阪・和歌山が関係を補完し、進めることができれば、いいモデルになると考える。一方、依存症などデメリット面も広域での影響が出ると予想される。

大阪は、ギャンブル依存症対策として高校生向けのパンフレットや府内高校の連携を検討されているが、より広くマイナス面での影響をどう予防し、対処するかを考えなければならず、大阪も和歌山もあわせてより大きな手立てを考えていかなければならない。

今年7月に成立したギャンブル等依存症基本法では、ターゲット、エリア、公営ギャンブル、パチンコなどの範囲はどうなっているのか。

→山本参事 法律上では、ギャンブル依存症全般について定めがあるのみで、依存症の範囲についての規定はない。基本理念として、ギャンブル発生の各段階での防止を図るための施策が適切に実施されるとともに、ギャンブル依存症患者及び家族の日常生活・社会生活が円滑に送れるよう支援することとあるのと、もう一つの基本理念として、ギャンブル依存症対策を実施するに当たっては、多重債務や虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関与することをかんがみ、ギャンブル依存症に関連して発生するこれらの問題の根本的な解決に資するために有機的な連携が図られるように必要な配慮がされるものという理念がある。国は、この理念に則ったギャンブル依存症対策を総合的に作成し、実施するものとしている。地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する義務を負うものとするという定めになっている。ギャンブル関連事業者の責務については、国、地方自治体を実施するギャンブル依存症対策に協力することと、事業活動を行うに当たって、ギャンブル依存症の発生の防止に最大限配慮することという役割分担となっている。その他にも、国民の責務として、関心と理解を深め、予防に必要な注意を払うよう努めるであるとか、医師等の責務として、医師及び医療機関は、国・地方公共団体が実施する施

策に協力して、発生の予防に寄与するよう努めるとともに適切な医療に努めるという内容になっている。

南本局長 依存症対策推進基本計画は都道府県単位が前提となっている。単一の都道府県内だけにプラスマイナスの影響がとどまらないことについて、検討できるのは、関西のみという現状であり、基本的には都道府県単位となると考えられる。

橋爪座長 ギャンブル等の等の中にパチンコ等の遊戯等が含まれると解釈される。

国が基本計画を作り、各都道府県単位で推進計画を作る。依存症対策は、治療とともに、依存症にならない啓蒙活動が重要であり、大阪府・市では、予防対策として高校生に対する取組みが実施される。

山本参事 国及び地方公共団体は、家庭や学校、職場、その他の様々な場におけるギャンブル依存症対策に関する教育・学習の振興を図りなさいとなっており、そういう意味では、大阪府・市は先行された取組みをされているといえる。

<意見>檜畑委員

関西広域連合のIRを誘致しない自治体も、広域での影響があると考えられるため、ギャンブル依存症対策に取り組まなければならないので、こうした事例があれば、共有できる環境を確保することが必要であると提案したい。

■ 和歌山県のIR施設設置に向けた動き 和歌山県企画総務課IR推進室 大石課長補佐

閣議決定されたIR整備法案の内容を確認した上で、IR基本構想を今年5月に発表したところ。その後6月から和歌山の基本構想を踏まえた上で投資意向があるのかどうかを民間事業者に対して調査するため8月末を締切りとしてRFIを実施した。その結果、33の事業者から具体的な提案があり、うち7事業者が海外でカジノ事業をオペレートしている事業者であった。その民間事業者の提案を踏まえ、また、IR整備法が成立したことを受けて、10月24日にシンポジウムを開催し、IR基本構想の改訂版を発表するとともに、組織として、それまでのIR誘致チームを、9月4日にIR推進室として立ち上げた。

1 IR基本構想について

○ 県が目指すIRのコンセプト

関西の中での和歌山県のポジショニングを考えると、マリンレジャー、高野山・熊野等の世界遺産など多様な観光資源があり、これらを活かしたリゾートタイプのIRを訴求するため、スポーツ&ウェルネスをテーマにしたIRのコンセプトを掲げている。

○ コンテンツ

IR整備法に定める5つのコンテンツのほか、これに付随するレストランや県産品の発信施設などのコンテンツを示している。

○ 候補地

RFIの手続きまでは県内の3か所の候補地を提示していたが、全ての事業者の意向が、和歌山マリーナシティに集中したため、改訂版の基本構想では、候補地を和歌山マリーナシティとし

たところ。事業者から評価があった点は、関西国際空港から近い点、京阪神の主要な観光地から近い点、1994年に竣工した人工島で全てのインフラ整備が整っている点、セーリングのナショナルトレーニングセンターが設置されており、マリンスポーツ・マリンレジャーの聖地となる可能性が高い点である。

○ 事業の実現性

事業の実現性について、監査法人のデロイトトーマツに依頼し、関西に2つのIRができた場合を想定した上で、試算した。

RFIの結果では、その試算を上回る事業者からの提案があり、机上の空論ではないということが示せたと考えている。

○ 大阪との近接性

IR事業者からは、関西国際空港をはさんで、2つの候補地があることは魅力的であり、海外から見れば、大きな相乗効果が期待できると評価を受けている。

○ IRによる課題と対策

広域連合の働きかけもあり、IR整備法は、当初の想定よりも入場回数の制限など、世界の中でも非常に厳しい規制が実現したと考えている。

一方、事業者や県民の意見を聞く中で、予防教育やドレスコード、依存症対策の専門員の設置、破産を防ぐためのIRカードの活用などの提案を受けている。

しかしながら、ギャンブル依存症をゼロにすることは難しく、依存症になった方に対する対応として、依存症患者が訪れると想定される、借金問題の相談先や、法律問題の相談先など、いろいろな関係機関が一体となって依存症患者が立ち直れるしくみを構築していく必要があると考えている。

○ 地域の合意形成に向けた取組み

県民のIRに対する理解促進や、ギャンブル依存症等に対する不安を解消するため、シンポジウムの開催を定期的実施し、今年3回実施。また、各種業界団体からの説明依頼も多く受けているところ。知事が県内各地域を回る行政報告会や、県政おはなし講座等を活用し説明を行っている。

<質問> 檜畑委員 当初、日本人は入れないという方針であったが、今は日本人も入れることとした経過について説明いただきたい。

→和歌山県 当初は、国における規制が決まっておらず、対策が取れない中で、日本人を入れることは適当ではないという知事の意向であったが、世界と比較しても非常に厳しい規制が実現したため、日本人が入場しても支障はないと考えられ、日本人も入場できるとした。

■ 意見交換

山本参事 これまでの研究会でも、IR施設が関西にできることにより、観光振興などでのメリットや依存症等のデメリットが広域に渡るとことについて議論いただいていた。

中間報告では、国に対しての提言について議論いただいたが、国の方針が出た中で、メリットを生かすこと、デメリットを抑えることについて、関西広域連合として何をすべきか、また、IRを誘致されている大阪府・市や和歌山県に対し、何を提言していくのか、などについて、それぞれの御専門の見地から御意見をいただきたい。

橋爪座長 2つ論点があり、1つは関西にIRができた場合に、効果を拡大する取り組み、2つ目が、デメリットの抑制の取り組みである。御意見を願います。

勝間委員 メリットの拡大については、関西の特色を生かすなどがあるが、デメリットの抑制については、どの地域でも共通の課題であり、どこに施設ができようが共通にデメリットの抑制に取り組まなければならない。例えば、依存症の取り組みについて、大阪府・市では高校生に特化した取り組みとなっており、和歌山では、予防教室として、児童生徒から保護者まで、義務教育から社会教育にまで実施することとなっている。それぞれの良いところをとって取り組むことが良い。高校生は直近的な依存症になる可能性のある年齢層であるが、根本的なリスク教育は義務教育の段階から取り組むべきである。また、社会教育の面もあると思われ、その当たりも盛り込んでいただきたい。

中沼委員 本研究会で、最終的に何をまとめようとしているのか。立地府県市である大阪府・市、和歌山に提言する内容を話し合うのか。

→ 山本参事 観光・文化の広域的な取組については、「観光・文化振興計画」を策定しているが、現計画が2021年をもって終了するため、次の計画期間内にできるIR施設は、次期計画の中で非常に重要なファクターになる。本研究会での御意見については、次の計画策定に当たっての論点となると考えている。

→ 橋爪座長 IR施設の設置については、段階的な状況の変化がある。現在は、国土交通省が基本方針を策定、公表し、パブコメを実施する予定で、各自治体がそれを待っているという段階で、国がコントロールしている段階。次の段階は、誘致自治体の実施方針を策定し、事業者とともに区域整備計画を作る。この時に、法律では法定協議会を作っても良いとされている。各自治体は、カジノオペレーターを含む事業者に対して、プロポーザルコンペを行うこととなり、それが来年度あたりであると予想される。各自治体は事業者とともに区域整備計画を策定して提出、日本で3か所を超えない範囲で認定されることとなっている。

つまり、段階段階で、どこに対して、物を言っていくのが変わる。事業者が決まり開業したら、行政は、監督する側になる。

また、世界で類を見ない高い納付金（国15%、地元自治体15%）を課すこととなっており、国及び自治体がそれに見合う観光振興、地域経済振興、文化芸術・社会福祉の施策を実施すべしというのが法律の趣旨である。納付金は、おそらく一般財源となるだろう。使い途などは、議会で議論されることになる。そこに対して、我々は何らかの提言をすることになるのかどうか。法定協議会ができるのであれば、そこに提言することもできるで

あろうし、納付金を財源とするところの用途に対して提言することも考えられる。あとは、民間の事業者に対しては、連携を図るということを広域連合として考えられるのかどうかである。

各専門の立場からの御意見をいただき、次の計画では、I Rの設置場所も決まっていると思われるので、そこに反映できればと考える。

→ 南本局長 次期計画にI Rについて反映させることは間違いない。次期計画は、来年あたりから策定委員会を設置し、検討を始めることになると思われる。この研究会の委員にメンバーに入っただけかどうかは未定であるが、少なくともここで議論いただいた内容は、次期計画に反映させる。

また、依存症対策については、関西広域連合では、徳島県が事務局を担っている医療局で検討を進めており、そちらの場での検討でも考慮されることになる。

橋爪座長 想定される課題として、1つは、I R施設ができた時に、そこで働く人の人材育成である。I Rのノウハウを知る人材が日本には全くないので、人材確保ができるかという問題や、逆に大阪のホテルや飲食業などの事業者は、現在、働いている人達が、I R施設へ流れるのではと懸念している。人材教育を大学等の研究機関でどう進めるかという点や、新たに数万人の雇用が生まれることについて、広域での雇用のあり方をどうするのかという点が課題になるとと思われる。

樫畑委員 人材育成については、今後、高等教育機関で講座を設けるなど早急に対応しなければならないが、これは新しいビジネスチャンスに確実に結びつくので、少子高齢化で悩む高等教育機関にとっては朗報である。

しかし、関西に2施設ができるとなると、雇用者数の確保が厳しい。現在でも、20から40歳代の働き手が枯渇している状況で、少子高齢化が進めば、さらに人材不足が加速し、人件費の高騰とコスト増につながるおそれがある。雇用増は、プラスと捉えられているが、外国人労働者をどうするか、他の産業分野へのデメリットの影響も考えなければならない。和歌山県では、約30年前に住友金属和歌山製鉄所ができた際に、高賃金であったため、地元商店街の若年労働者を吸い上げ、現在の衰退につながっているという見方もある。かなり長い目で見た対策を考える必要があると思われる。

橋爪座長 持続可能な観光開発は何かを考えるに当たって、M I C Eの誘致は非常に重要である。M I C Eは各地域で競合している分野であるが、I R施設は、巨大なワンストップ型で、会議場や展示場、全てがそろっており、広域でどう連携するかは考えるべきである。

樫畑委員 日本が圧倒的に弱い分野がM I C Eであり、これが関西にできれば、非常に大きなアドバンテージになる。

中沼委員 行政の意思形成上の問題がある。現行のI R実施法によると、最終の合意が議会議決である。現在、大阪府・市も和歌山も情報発信はしているが、ネガティブな意見は常にあり、その住民の意見の集約の仕方を連合として言う必要があるのではないかと。アンケートから、住民投票までであるが、ネガティブな意見を含めた住民意見の集約をどうするかが見えてい

ない。

もう1点は、かつての三セクであったように、需要があり、試算が立つと見込んでも、時代が変わると状況が変わるので、インフラ整備を含めた公金の投入について、状況が変わった時のシナリオ、最悪の場合は撤退のシナリオをどうするのかについて考えないといけないのではないか。

橋爪座長 民設民営なので、倒産のリスクはある。シンガポールでも途中で認定を取り消された場合には、法的に補填するなどの条件で事業化が進められた。日本では、その議論がないので、事業者側にとって非常にハードルの高くなっており、納付金も高く、世界水準からみても規制がかなり厳しい。

アメリカの最新事情でいうと、合衆国全体でスポーツくじの合法化が今年、認められ、州ごとに決めることができるようになった。日本でもこういうことが今後、起こる可能性がある。また、インターネット上のギャンブリングが出てきたり、若い人は、ラスベガスでもナイトクラブに行くことが多く、ラスベガスは、カジノからMICE拠点型に移行してきている。我々も先を見るならば、カジノというよりMICE拠点とする方が現状に合っていると考えている。

田中委員 医療の現場では、ギャンブル依存症の専門家がほぼいないため、アルコール依存症の治療を行う医者が兼ねていることが多い。アルコール依存症は体が悪くなるが、ギャンブル依存症は体が悪くならないので、ギャンブル依存症患者が最初に行くのは、借金問題の関係から司法書士である。司法書士のところに行っても、医療につなげられることは難しく、借金がなければ、ギャンブルを続けられるという現状もある。依存症問題については、借金のところでどう力を入れるか、司法書士は依存症患者が来た時にどう対応していいのか困ることも多いので、このあたりの連携の取り方を考えていかなければならない。

予防教育については、例えば青少年教育では、何を伝えるか。例えば、ギャンブルはいいが、借金はだめと教えるのか。また、青少年の時期に賭け事はだめと教えるが、年齢が達した時に、パチンコ等がある。そのあたりをどう教えるかが重要である。日本のギャンブル依存症のデータは、ほとんどがパチンコに関するものであり、他の国とは比較ができない。

また、県では依存症対策の一環として、依存症についての電話相談を行っているが、最近ではギャンブルよりインターネットのゲーム使用障害などの相談が増えている。今後、ますますゲーム使用障害をはじめとするネット依存の問題が主流になってくると思われ、それらの対策にシフトしていかなければならないのではないかとと思われる。

→橋爪座長 ゲームで課金するものや、多重債務、貧困対策も絡んでくるので、ギャンブルに限らずいろいろな依存症対策に力を入れていく必要がある。

→山本参事 関係する分野や構成府県市にエッセンスを伝えていきたい。

→檜畑委員 この議論が始まったことにより、今まで社会的に議論されなかったパチンコや公営ギャンブル、ネット依存症などが認識され、対処を検討するようになったことは社会的にプ

ラスではないかと思う。

→橋爪座長 アメリカではかなり以前から依存症対策がされているが、日本はかなり遅れている。京都大学では研究センターも設置されているが、今後、日本独自の遊び方もあるので、早く研究を進めていかなければならない。

樫畑委員 入場制限ではマイナンバーの扱いはどうなっているのか。

→和歌山県 カジノ管理委員会が所管で回数確認にのみ使うこととなっている。

南本局長 国からの交付金関係で問題になるのが、立地府県と周辺府県の扱いである。立地府県には交付金が入るが、周辺府県にもプラスマイナスの影響があり、一定の施策をとる必要が生じるので、その財源担保について、国に言っていかなければならないと考えている。

なお、関西には、観光や医療の広域連携の枠組みがあり、観光については、広域DMOである関西観光本部もある。こういった枠組みは利用できると考えている。

樫畑委員 メリットの拡大には、交通アクセスを確保することが必要で、府県を越えた連携が必要。例えば和歌山県にI Rができる場合は関西国際空港とのアクセスが必要であるし、京奈和道もそうである。また、モナコなどではタクシーよりもヘリの方が安いなど、いろいろな可能性を考えながら進めていただきたい。

→橋爪座長 公共ヘリを設置するか、事業者が用意するかになるが、事業者が設置するとなると参入障壁になる可能性がある。実際には、区域どう整備するのかを整理する時に立地自治体と事業者が議論する中で検討されることであると思われる。

→山本参事 関西には空港が7空港あり、それをどう運用するかは、関西広域連合での議題ともなっており、論点として検討することができる。

→南本局長 I R事業者がするのか、参入障壁をなくすために公共がするのか、役割分担について、我々でまとめていくこともできるのではないかとと思われる。

→橋爪座長 実際には、現場で具体的に検討がされているはずなので、我々の議論が間に合わず、タイミングを失する可能性がある。

樫畑委員 インバウンドの旅行客が医療を受ける時の外国語対応ができていないことが問題である。先日も、タイからの訪日客が、高野山で心筋梗塞を起こした際にドクターヘリで病院に運び込まれたが英語対応が全くできず、手術の同意書も日本語でしかなかった。公的病院では、最低限での対応が求められる。

→南本局長 医療費の不払いの問題もあり、厚生労働省も外国人患者受入体制のモデル事業を実施しており、京都府もその対象となっている。このモデル事業の結果を踏まえて、広域連合で共有したい。

→橋爪座長 本来は、自己責任で保険に入ってこられるべきところをそうならない状況がある。

中沼委員 治安政策的には、現在、摘発されている違法カジノの需要が合法カジノに吸収され、

それによって、暴力団などの資金源を根絶できることが望ましいが、そこがまだ見えていない。

また、日本人への入場規制はあっても、外国人への対応の規制について議論になっていないことが腑に落ちない。

橋爪座長 外国人観光客については、各国が対応することが前提になっている。

これまで不法な賭博で高額で賭けられていたものが合法化されるので、I R施設ができれば、闇の賭博について、従来以上に警察が取締を強化しなければならない。

南本局長 民泊も、合法化したために、逆に闇民泊の顕在化し、取締がしやすくなった面がある。主は警察であるが、府民の方と協力して、どう摘発しやすくするのか、情報共有のしくみについても考えていかなければならない。

樫畑委員 ゲームの種類は決められているのか。

山本参事 政令に委ねられていて、カジノ委員会で決められると思われる。

■ 閉会

山本参事 本日、いただいた意見について、欠席の小出委員にお伝えし、御意見を伺うとともに、皆様のところにお伺いしてさらに御意見をお聞きし、深めた上で、共有させていただきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。

最終的に、座長と相談し、次期「広域観光・文化振興計画」に反映できるよう最終報告として取りまとめたい。

南本局長 本日は、熱心な御議論をありがとうございました。

大阪府・市、和歌山県は当事者として検討を進められているところであるが、関西広域連合が何をできるかというところはあるが、せつかく広域での取組が行える枠組みがあり、また、観光振興・文化振興だけではなく、医療分野等の局もあるので、中間的な行政体として、当事者である立地府県市、あるいは国に対して、意見を言っていかなければならないと思っている。

本日は、例えば、I R施設で働く人材の確保の問題、依存症対策の臨床の必要性など、我々が今まで持っていなかった視点を御指摘いただけたと考えている。今後も、このような点に留意しながら、計画に反映したいと考えている。

次回は、年明けになるが、本日、いただいた意見を元に論点整理した上で、最終報告の取りまとめに向けて御協力をいただきたいと思いますと考えているので、よろしく願いしたい。